

(証券コード3224)  
平成30年2月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号  
株式会社ゼネラル・オイスター  
代表取締役CEO 吉田 秀則

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年2月22日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成30年2月23日(金曜日)午前11時(受付開始時刻 午前10時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 8階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 会計監査人選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.oysterbar.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条に基づき、株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額での募集株式を発行する件（以下、「本第三者割当増資」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

また、発行する普通株式1,154,500株に係る議決権の数は11,545個であり、これは現在の当社の発行済株式に係る議決権の数（平成29年9月30日現在の議決権の数15,733個）の73.38%に相当します。既存株主の皆様には大きな影響が生じること鑑み、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、本株主総会にて、株主の皆様のご承認を合わせてお願いするものであります。

### 1. 募集株式の内容

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 募集株式の数      | 普通株式1,154,500株            |
| (2) 払込金額        | 1株につき693円                 |
| (3) 払込金額の総額     | 800,068,500円              |
| (4) 増加する資本金の額   | 400,034,250円（1株につき346.5円） |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 400,034,250円（1株につき346.5円） |
| (6) 募集又は割当方法    | 第三者割当の方法による               |
| (7) 払込期日        | 平成30年2月26日                |
| (8) 割当先及び割当株数   |                           |

TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合 1,154,500株

### 2. 本第三者割当増資を行う理由

#### (1) 本第三者割当増資の経緯

当社は、「牡蠣の新たな価値を創造し、画期的な未来を提供します。」をミッションとして、種苗、生産、加工、販売に至るまでの安全を軸とした高品質な牡蠣の6次産業化（※）を具現化すべく事業に取り組んでおります。当社の主たる事業は、オイスターレストランの運営を主体とした店舗事業及び、当社加工済み牡蠣を外部販売する卸売事業によって構成されており、平成26年には、海洋深層水を用いた浄化施設を富山県に設立し、安全性の高い牡蠣の提供を実現したほか、平成29年には、岩手県に牡蠣の加工食品を製造する自社工場を設立し、卸売事業の拡大に向け注力してまいりました。また、沖縄県久米島において、海洋深層水を用いた世界初となる牡蠣の陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発を行うなど、将来の事業拡大を見据えた先行投資も積極的に実施してまいりました。

一方、当社は平成13年の初出店以来、市場の緩やかな拡大と共に順調に出店を続けてまいりましたが、平成26年以降の急激な競合店舗の増加を受けて既存店の収益性が悪化し、平成27年以降、新規に出店を行った店舗も出店時の販売

計画を達成するに至らず、厳しい経営環境に置かれております。当該環境のもと、不採算店舗の閉店や浄化拠点の統合といったリストラクチャリング費用を計上したことに加えて、岩手工場及び陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発に対する多額の先行投資費用を支出した結果、二期連続の最終赤字を計上し、平成29年3月期決算において債務超過の状況にあります。

具体的な直近の業績は以下のとおりです。

#### 平成29年3月期

売上高は、32店舗の既存店売上高が回復に至らなかったこと等から、3,868,248千円（前期比0.6%減）となりました。営業損失は、売上高の減少及び4店舗の新規出店に伴う開業経費を計上したことにより、461,918千円（前期は営業損失342,542千円）、経常損失は475,079千円（前期は経常損失349,591千円）となりました。また、岩手工場建設に伴う補助金による特別利益812,475千円を計上した一方、浄化センターの統合費用34,377千円、5店舗の店舗閉鎖及び1店舗の業務受託解除に伴う損失313,328千円及び店舗の固定資産に係る減損損失509,945千円による特別損失857,651千円を計上し、さらに岩手工場建設に伴う補助金を主とした法人税等調整額249,140千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は744,051千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失486,303千円）となりました。

#### 平成30年3月期第二四半期

売上高は、2店舗の閉鎖による減収があったものの、既存店売上高が回復したことにより、1,822,168千円（前年同期比0.0%増）となりました。営業損失は、平成29年3月期における店舗及び設備の統廃合並びに業務の集約化、効率化によって採算性が向上した結果、157,352千円（前年同期は営業損失342,397千円）、経常損失は159,000千円（前年同期は349,620千円の経常損失）、親会社へ帰属する四半期純損失は139,639千円（前年同期は親会社へ帰属する四半期純損失520,969千円）となりました。

当社の株主資本については、平成27年3月末に1,107,151千円であったところ、平成28年3月期において、新規出店（5店舗）等による人件費の増加及び開業経費の計上に加え、岩手工場や陸上養殖の実用化に向けた研究開発等の先行投資費用を支出した一方、売上高が計画を下回ったこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失486,303千円を計上した結果、平成28年3月末には679,598千円に、上記直近業績の推移により平成29年3月末には△21,356千円、平成30年3月期第二四半期末時点においては△159,846千円となっております。

かかる状況の下、当社では速やかな経営再建を果たし、事業の持続的な成長

を実現するため、(1) 店舗事業の収益性の改善、(2) 岩手工場の本格稼働による卸売事業の拡大、(3) 債務超過の解消と財務体質の改善、これら三点の施策実施が急務であり、実現に向けた資金調達が必要であると判断しております。その一方、平成29年10月31日付「借入金の一部返済と役員の異動等について」で開示をいたしましたとおり、運転資金が不足した時に事業会社から多額の借入を行い、その返済期限が迫っており、いまだ返済資金が自己資金では賄えない状態であるため、そのための資金調達が急務となっておりますそのため、当社では、経営再建、成長投資、及び借入返済のために必要な資金調達に向けた検討を重ねてまいりました。

こうした状況の中、当社代表取締役 吉田秀則とかねてより面識があり、経営戦略に関する相談を行っていた丹野裕介氏と協議を行った結果、牡蠣の6次産業化推進や世界初の牡蠣の完全陸上養殖事業に挑むという当社の取り組みと姿勢が、株式会社Tryfunds（以下、「Tryfunds」といいます。）の「挑戦をカルチャーに。」というビジョンと合致するものであり、投資とハンズオン支援により当社の企業価値向上が見込めると判断され、TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合（以下、「割当予定先」といいます。）にて当社株式の引き受けを行う意向を表明していただきました。

割当予定先は、丹野氏が代表取締役を務めるTryfundsの100%子会社である株式会社TRYFUNDS INVESTMENT（以下、「TRYFUNDS INVESTMENT」といいます。）が運営する投資ファンドであり、当社の経営再建を目的とした資金調達及び経営支援を目的として組成されました。Tryfundsは戦略コンサルティングから人事コンサルティングまで幅広いサービスラインを有するコンサルティング会社であり、当社の所属する外食産業を含めた多様な産業における経営支援の実績を有しております。また、企業の海外進出支援に注力してきたTryfundsが有する世界58カ国へのネットワークは、卸売事業の成長戦略の一つである牡蠣の海外輸出の促進に寄与することが期待されます。TRYFUNDS INVESTMENTは、Tryfundsが有する経営支援の実績やネットワークを活かした投資運営管理を主な事業とする会社として設立されております。以上のことから、TRYFUNDS INVESTMENTが有するノウハウ及び割当予定先の資金が、当社の経営の発展と企業価値の向上に寄与するものと考え、新株式による第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。また、本第三者割当増資は、直近の株価からディスカウントされたものとなり、会社法第199条第3項において定める特に有利な金額による発行に該当しますが、当社の債務超過という財務状況及び資金需要を鑑みて本株主総会での承認を前提に当該条件での発行に同意することといたしました。

(※)「6次産業化」とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいいます。

## (2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、株主の利益に配慮しつつ、目的とする財務体質改善の達成を目指し、様々な資金調達の方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、一度に株式の希薄化が生じ、株価下落の可能性があるというデメリットはあるものの、当社が必要とする資金規模を一度に調達するためには、本第三者割当増資が最適であると判断いたしました。

## (3) 他の資金調達方法との比較

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、当社として最適な資金調達方法であると判断いたしました。

- ① 金融機関からの借入については、本資金調達が自己資本の増加による債務超過の解消を目的としているため、不適切であると判断いたしました。
- ② 普通社債の発行に関しましては、①と同様の理由で不適切であると判断いたしました。
- ③ 公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が再建に必要とする資金を迅速かつ確実に調達する手法としては適切ではないと判断いたしました。
- ④ ライツ・イシューを含む新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われなため、当社が再建に必要とする資金を迅速かつ確実に調達できない恐れがあり、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。
- ⑤ 新株予約権（行使価額条項付新株予約権付社債）及び転換社債型新株予約権付社債の発行は、当社の株価水準によっては行使が行われず、目的とする自己資本の増加を達成できない恐れがあり、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	800,068,500円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000円
③ 差引手取概算額	795,068,500円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税その他登記関連費用、弁護士費用、調査費用及びその他諸費用です。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① Tryfundsへの借入金の返済	200百万円	平成30年2月
② 株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済	150百万円	平成30年2月
③ 構造改革費用	295百万円	平成30年3月から 平成32年2月まで
④ 成長投資	41百万円	平成30年3月から 平成31年10月まで
⑤ 陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用	50百万円	平成30年3月から 平成30年6月まで
⑥ 運転資金の確保	59百万円	平成30年2月から 平成31年1月まで

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

### ① Tryfundsへの借入金の返済

平成29年10月31日付「借入金の一部返済と役員の変動等について」にて開示をいたしましたとおり、当社は平成29年10月31日に株式会社アスラポート・ダイニングから運転資金を目的とした借入200百万円（金利：年率3%、返済期限：平成29年11月30日）を返済し、同日、返済資金充当を目的として、Tryfundsから200百万円の借入（金利：年率2%、返済期限：平成30年1月31日）を行いました。その後、平成30年1月25日付「借入金の返済期限の延長に関するお知らせ」にて開示をいたしましたとおり、返済期限を平成30年1月31日から平成30年2月28日に延長しております。本第三者割当増資により調達した資金のうち200百万円については、当該借入金の返済に充当いたします。

### ② 株式会社ケイ・メディックスへの借入金の返済

平成29年7月31日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示をいたしましたとおり、当社は株式会社ケイ・メディックスから運転資金を目的とした平成29年7月31日に150百万円の借入（金利：年率3%、返済期限：平成29年10月31日）を行いました。平成29年10月31日付「借入金の一部返済と役員の変動等について」にて開示をいたしましたとおり、平成30年1月31日に返済期日を延長いたしました。その後、平成30年1月25日付「借入金の返済期限の延長に関するお知らせ」にて開示をいたしましたとおり、返済期限を平成30

年1月31日から平成30年2月28日に再度延長しております。本第三者割当増資により調達した資金のうち150百万円については、当該借入金返済に充てさせていただきます。

### ③ 構造改革費用

速やかな経営再建を果たし、「牡蠣の新たな価値を創造し、画期的な未来を提供します。」というミッションを実現するため、以下の施策を実施します。

#### (i) 経営体制の抜本的改革

経営ビジョン及びミッションを再定義することで企業の方向性を再度明確化し、持続的な成長の実現を目指します。従前具体化されていなかった中長期的なタイムライン上にその時点で企業が目指す姿を設定し、中期経営計画を描く指針とします。また、経営再建においては企業全体が同じ方向を向く事の重要性を認識した上で、全従業員に新たな経営ビジョン及びミッションを浸透させ、自走できる組織への改革を図ります。上記を実現させるために、経営ビジョンとミッションを定着させることを目的とした全従業員参加のミーティングを年二回開催（ミーティング開催場所の確保、従業員の交通費及び宿泊費等で、一回当たり約3百万円の経費を見込む）するとともに、組織開発支援専門のコンサルティング会社を利用し（約5百万円のコンサルティングフィーを見込む）、これまで十分に整備されていなかった人事制度（人材要件定義、評価制度、研修教育制度等）の再構築及び主に直営店舗事業の従業員を対象とした管理職向けマネジメント研修やサービスマナーにフォーカスした接客研修（約9百万円）の実施を予定しております。

平成30年3月から平成31年6月に支出する予定です。

#### (ii) 経営支援人材の採用

当社はこれまで直営店舗事業を収益の柱としてまいりましたが、今後の成長には卸売事業の拡大が不可欠だと考え、岩手県に牡蠣の加工食品を製造する自社工場を建設いたしました。しかしながら、事業環境の激変による社内の混乱等の影響を受け、当該事業を専門とする人材の確保ができず、そのリソースを有効に活用できているとは言いがたい状況にあります。今後は専門人材の登用を行い、岩手工場の早期収益化を目指します。具体的には、当該事業経験を持ち岩手工場を統括できる執行役員クラスの人材1名（給与水準約8百万円／年間）、加工食品の商品開発経験があり当該事業をけん引できる人材1名（給与水準約5百万円／年間）の採用を予定しております。なお、採用にあたってはヘッドハンターを活用し、ヘッドハンティングの手数料として、2名の初年度年俸の35%（約4百万円）を見込んでおります。

平成30年3月から平成31年3月に支出する予定です。

(iii) 店舗リブランディングの実施

当社は現在、14ブランド30店舗のオイスターレストランを運営しておりますが、ブランドが多数存在することで、顧客に対する当社ブランドイメージの定着が妨げられる結果となっていました。リブランディング施策では、牡蠣をより身近な食材にすることを目的に、「牡蠣の食べ方のスタンダード」を提案していく等の新たなブランドを立ち上げ、既存店舗の屋号変更及び内装変更工事を順次行いブランド統一化を図ってまいります（平成30年2月以降約一年半をかけて、牡蠣ノ星を除く既存店舗29店舗を対象に実施予定）。什器備品購入、内装工事実施及び内装デザイン費用で一店舗あたり約8百万円の支出を見込んでおります。また、ブランドコンセプトやブランドロゴ考案のためにブランディングデザイナー（手数料約2百万円）、新規メニュー考案のためにフードコーディネーター（手数料約1百万円）をそれぞれ利用します。

平成30年3月から平成31年8月に支出する予定です。

(iv) 物流の最適化

当社は牡蠣の安全性を高めるため、富山県に保有する浄化センターにて海洋深層水を用いた浄化を行っております。現在は富山で浄化した牡蠣を、東京を中心とした首都圏に毎日配送しておりますが、東京に物流拠点を設けることによって配送頻度を減少させ、物流関連のコスト最適化を図ります。物流拠点の候補地となる大田市場（東京都大田区）の初年度（平成31年3月から平成32年2月）の利用料約4百万円（施設面積約170㎡を想定）及び設備・備品購入費用を7百万円と見込んでおります。また、物流の詳細な実態調査及び物流最適化計画策定のために物流専門のコンサルティング会社を利用する予定です（手数料約5百万円）。

平成31年3月から平成32年2月に支出する予定です。

本第三者割当増資により調達した資金のうち295百万円については、上記構造改革費用に充当いたします。

④ 成長投資

経営再建後の持続的な成長を見据えて、以下の施策を実施します。

(i) 新業態店舗の出店

当社は、牡蠣の消費者の裾野を広げることを目的に、既存店舗とは異なる顧客セグメントをターゲットとした新業態の店舗を平成31年9月頃に1店舗出店することを予定しております。オイスターレストランである既存店舗とは別に、客単価を抑えた更にカジュアルなオイスターバー業態を展開することで、既存顧客と比較して年齢の低い顧客層の取り込



みを目指します。新店舗出店のための初期投資（設計費、内装／厨房工事費及び什器購入費等）として約15百万円、開業費用（仕入及び物件賃貸関連費用等）として約5百万円の支出を見込んでおります。

平成31年9月から平成31年10月に支出する予定です。

(ii) マーケティングの強化

当社が提供する安全な牡蠣のブランド価値を高め、当該商品をさらに世間に広めるために戦略的にマーケティング活動を実施していきます。具体的には、マーケティング専門のコンサルティング会社を利用し、事務局を設置することでマーケティング活動（工場ツアー、新店舗内覧会等）を推進します。コンサルティング会社に支払う手数料として、約21百万円を見込んでおります。

平成30年3月から平成31年6月に支出する予定です。

本第三者割当増資により調達した資金のうち41百万円については、上記成長投資に充当いたします。

⑤ 陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発費用

当社は沖縄県久米島と協力し、海洋深層水を用いた牡蠣の陸上養殖施設の実用化に向けた研究開発を進めております。海洋深層水は人体に有害なウィルスが含まれておらず、種苗から成貝にいたるまでを一貫して海洋深層水で満たした陸上の水槽で育てることにより、ウィルスフリーの牡蠣を実現することが可能となります。また、水温の調整によって生育及び産卵を促すことにより、自然環境下に比べて短期間での出荷が可能となることから、将来的にはコスト面においても優れた競争力を発揮することが期待されております。現状では、ラボラトリー内においてウィルスフリーの牡蠣を成育させる試みには成功しているものの、大量生産して世の中に広く供給していくには、オートメーション化が可能な大規模プラントの建設が必要となります。その前段階として、オートメーション化の実証実験を行うためのスモール・スケールでのプラント建設に平成30年2月から着手いたします。当該施設は平成30年6月に完成の予定で、総工費は50百万円を見込んでおります。本第三者割当増資により調達した資金のうち50百万円を、当該施設の建設費用に充当いたします。

⑥ 運転資金の確保

当社は業務の安定的運営のために運転資金の確保が必要と考えております。本第三者割当増資により調達した資金のうち59百万円は、人件費、販促費、管理経費及び原材料／仕入等に要する運転資金に充当する予定です。

#### 4. 特に有利な払込金額で募集株式を発行することを必要とする理由

払込金額につきましては、上記「2. 本第三者割当増資を行う理由」に記載のとおり、財務体質の改善及び成長資金の確保を迅速に実現することが不可欠であるとの認識のもと、当社の置かれた厳しい現状に鑑み、資金調達の確実性及び迅速性を確保しつつ、当社が必要とする資金を一括して充足できる割当先を事業会社等も含め探したものの、6次産業化を推進しつつ企業再建を図りたい当社の要望を理解していただける割当先が見つからない状況が続きました。

かかる状況の下、割当予定先の運営者であるTRYFUNDS INVESTMENTは、当社の事業計画の内容の精査を含む当社に対するデューデリジェンスを行い、現行の経営体制下における当社の企業価値を算定した結果、発行価額を1株700円前後とする提案を行いました。当社としては、提案額が市場価格から乖離した額となるため、発行価額の妥当性を確認するために株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に株式価値算定を依頼いたしました。その結果、当社が取得した下記記載の平成29年12月29日付株式価値算定書において当社株式の価値は1株が547円～693円と算定されました。これを受け、当社からTRYFUNDS INVESTMENTに対し当該算定書を提示したところ、独立の第三者機関が算定した客観的と判断できる価値の上限である1株693円（本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」といいます。）である平成30年1月24日の東京証券取引所における当社株式の終値（1,120円）に対しては38%のディスカウントを行った金額となります。）を発行価額とする提案が行われました。

当社は上記「2. 本第三者割当増資を行う理由」に記載した当社の財務状況及び資金調達の需要並びに株式会社プルータス・コンサルティングから取得した平成29年12月29日付株式価値算定書に基づく当社株式の価値等を総合的に勘案した結果、TRYFUNDS INVESTMENTの提案を受け入れ、当該価値を発行価額とすることに合意しました。当社の取締役会は、当該発行価額による本第三者割当増資の実施について審議を重ね、①速やかな経営再建を実現するために十分な資金を確保かつ迅速に調達する必要があること、②本第三者割当増資に伴い、TRYFUNDS INVESTMENTから3名の役員派遣を受け入れ、TRYFUNDS INVESTMENT及びTryfundsの有するノウハウを活用することが当社の企業価値向上に資すると考えられること、③第三者算定機関の株式価値算定結果を考慮すると、上記発行価額が当社にとって本第三者割当増資を実現するために一定の合理性を有すること等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の発行価額その他発行条件は合理的であり、既存株主の皆様にも理解いただくことができると考えております。なお、当社の社外取締役全員からも同一の意見を得ております。

当該発行価額は（693円）は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」といいます。）である平成30年1月24日の東京証券取引所における当社株式の終値（1,120円）に対しては38%のディスカウント、直前

営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値（1,063円）に対しては35%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（995円）に対しては30%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（1,019円）に対しては32%のディスカウントを行った金額となります。

上記発行価額による本第三者割当増資の発行価額は、日本証券業協会が「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らして会社法第199条第3項において定める特に有利な金額による発行に該当するとの判断から、当社は、本株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件に、発行価額を693円として、本第三者割当増資を行うことといたしました。

なお、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルート・コンサルティングは、当社が提供したスタンドアローン・ベース（本第三者割当増資の実行により事業継続性、及びリストラクチャリング・コスト資金が確保される前提で、①割当予定先の運営者である株式会社TRYFUNDS INVESTMENTによる経営改善効果は織り込まない②連結子会社の株式会社ジーオー・ファームで行っている陸上養殖事業を継続しない③予測3年目において予測2年目よりも加工事業の一般消費者に向けた販売が拡大する前提とした場合）の事業計画等（下記表参照）に基づいたディスカウンティッド・キャッシュ・フロー法（DCF法：割引率5.396%～6.187%）による評価結果として、当社の普通株式1株当たりの株式価値を547円～693円とする株式価値算定書（注）を作成し、当社は平成29年12月29日付で当該算定書を取得しております。当該算定書によれば、企業価値を評価するには、その企業の収益力を評価することが原則であることから、まずは、将来の収益獲得能力を直接的に評価したうえで、固有の性質を評価結果に反映するインカム・アプローチを採用するものとされており、また、当該アプローチの中でも、将来の収益力に基づき企業価値を評価する最も理論的な手法であり、かつ、最も広く利用されている評価手法であるDCF法を採用するものとされております。

#### 【事業計画】

（単位：百万円）	予測1年目 （平成29年10月～平成30年3月の半期）	予測2年目 （平成31年3月期）	予測3年目 （平成32年3月期）
税引後営業利益	54	90	121
フリー・キャッシュ・フロー	41	84	120

（注）株式会社プルート・コンサルティングは、株式価値の算定に際して、当社から提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社より提供された財務予測に関する情報については、経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

## 5. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する普通株式の数は、1,154,500株（議決権数11,545個）であり、取締役会決議前における発行済株式総数1,574,100株（議決権数15,733個）に対して73.34%（小数第三位四捨五入）（議決権数における割合で73.38%）となり、既存株主の皆様には大きな影響が生じることとなります。

当社といたしましては、中長期的に企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社の速やかな経営再建に必要な資金を確実かつ迅速に調達する必要があると考えており、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、収益規模の拡大、事業及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に資する合理的なものであると考えております。

これらを総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の新株式発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の概要等

### （1）割当予定先の概要

① 名称	TRYFUNDS INVESTMENT投資事業有限責任組合	
② 所在地	東京都港区西新橋三丁目24番10号	
③ 出資額	800,068,500円	
④ 組成目的	当社の経営再建にあたっての資金調達及び投資と当社経営へのハンズオン支援を行うことを目的として組成されたものです。	
⑤ 組成日	平成29年12月13日	
⑥ 主たる出資者及びその出資比率	株式会社TRYFUNDS INVESTMENT及びその他投資家（注）から構成されております。	
⑦ 業務執行組合員	名称	株式会社TRYFUNDS INVESTMENT
	所在地	東京都港区西新橋三丁目24番10号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 丹野 裕介
	資本金の額	20,000千円
	事業内容	投資事業運営
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社Tryfunds 100%
⑧ 当社と当該ファンドとの間の関係	資本関係	資本関係 当社と当該ファンドの間には、記載すべき資本関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

	人的関係	当社と当該ファンドの間には、記載すべき人的関係はありません。また当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該ファンドの間には、記載すべき取引関係はありません。また、平成29年10月31日付「借入金の一部返済と役員の異動等について」で開示をいたしましたとおり、当社は株式会社アスラポート・ダイニングから借り入れていた200百万円を、平成29年10月31日に返済いたしました。返済にあたり当該ファンドの運営者の親会社である株式会社Tryfundsから200百万円の借入を行いました。その他、当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該ファンドは、当社の関連当事者には該当しません。また、当該ファンドの関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) ① 主たる出資者及びその出資比率については、業務執行組合員TRYFUNDS INVESTMENTを除く各投資家の要望により、非公表としております。

② 割当予定先については、当社において、株式会社企業情報センター（大阪府大阪市天王寺区生玉前町一丁目26番 代表取締役 大宗輝義）に調査を依頼し、割当予定先、及び出資者（TRYFUNDS INVESTMENTについては、その親会社であるTryfundsを含みます。）に対する調査を依頼した結果、これらの者について反社会的勢力と関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しております。

なお、当社は、民間の調査会社の有料データベース等のアクセス可能なオープンソースから広く遍く情報を収集する方法により、割当予定先、及び出資者（TRYFUNDS INVESTMENTについては、その親会社であるTryfundsを含みます。）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 本第三者割当増資を行う理由 (1) 本第三者割当増資の経緯」をご参照ください。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の運営者であるTRYFUNDS INVESTMENT及びTryfundsの経営コンサルティングにおけるノウハウを活かして企業再生を行い、企業価値を高めると同時に将来株式の売却により利益を得るという純投資目的であること、売却に際しては当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施すること、株式会社東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸規則を遵守することを口頭にて確認すると同時に本第三者割当増資の払込完了後、TRYFUNDS INVESTMENTとの間で同内容の引受契約を締結する予定です。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資による新株式の発行に係る払込みに要する資金の十分性について、当社は割当予定先の平成30年1月9日時点の預金通帳のコピーを入手し、払込みについて十分な資金を有していることを確認し、割当予定先の運営者であるTRYFUNDS INVESTMENTから、本第三者割当増資による新株式の発行に係る払込みの履行を約束する旨の意向表明書を入手しております。

## 7. 資本業務提携について

本第三者割当増資が本総会で承認されることを条件として、当社と割当予定先の運営者であるTRYFUNDS INVESTMENTとの間で業務提携契約（以下、「本業務提携契約」といい、当該契約に基づく提携を「本業務提携」といいます。）を締結し、当社と割当予定先との間で資本提携契約（以下、「本資本提携契約」といい、当該契約に基づく提携を「本資本提携」といいます。）を締結しました（以下、総称して「本資本業務提携」といいます。）。

### (1) 本資本提携の内容

当社は、本資本提携契約に基づき、第三者割当の方法により割当予定先に対し普通株式1,154,500株を割り当て、割当予定先は払込金額総額800,068,500円にてこれを全て引き受けます。本第三者割当増資の具体的内容については、上記「1. 募集株式の内容」をご参照ください。

## (2) 本業務提携の内容

本業務提携契約に基づき、TRYFUNDS INVESTMENTは、親会社Tryfundsのコンサルティングプロジェクトで培われたノウハウを生かして、当社の業績改善に努めるものとし、以下の事項に合致します。

- ① 経営体制の再構築
  - (i) 経営ビジョンの再定義による方向性の再定義
  - (ii) 経営ビジョン浸透のための施策実行支援
  - (iii) 人事制度の再構築
- ② 中期戦略・経営計画の策定支援
- ③ 経営計画実施のための施策策定・実行支援
- ④ 事業別KPI策定支援・モニタリング実行支援

また、後述「(4) 経営支援人材の派遣」に記載のとおり、当社は経営支援人材を受入れ、経営改善計画、成長戦略を実施していくための具体的な施策の立案と実行の強化を行ってゆく予定です。

## (3) 役員等の受入れ

当社は、経営再建の一環としてTRYFUNDS INVESTMENTから役員3名（取締役2名、監査等委員である取締役1名）を受け入れ、経営体制を刷新することにより従前の取締役会における課題であった透明性及び客観的妥当性を担保し、コーポレートガバナンスの強化を図ります。

## (4) 経営支援人材の派遣

(3)に記載の役員等の受入れに加え、後述「(5) 経営支援人材の派遣」に記載のとおり、当社は、TRYFUNDS INVESTMENTから経営支援人材2名又は3名の当社への常駐を受入れます。

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件**

TRYFUNDS INVESTMENTからのハンズオン支援を受けて経営再建を行っていくにあたり、TRYFUNDS INVESTMENTが指名する丹野裕介氏及び渡邊史人氏を、新たに当社の取締役として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役選任の効力発生は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株数(株)
※ 1	たんのゆうすけ 丹野裕介 (昭和62年10月25日)	平成23年4月 株式会社リクルート入社 平成24年9月 株式会社Tryfunds設立 代表取締役CEO（現任） 平成28年9月 株式会社FTG Company社外取締役（現任） 平成29年11月 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT設立 代表取締役（現任）	—
※ 2	わたなべふみと 渡邊史人 (昭和61年4月26日)	平成21年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社 入社 平成28年10月 EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 入社 平成29年10月 株式会社Tryfunds入社 平成30年1月 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT 出向	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は新任の取締役候補者であります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

経営再建を行うにあたり、従来よりもコーポレートガバナンスを強化する必要があるため、ガバナンスについて経験と知見を有している山中聖彦氏及びTRYFUNDS INVESTMENTの指名する丹野裕氏氏を新たに当社の監査等委員である取締役として選任することをお願いするものであります。

また、平成29年10月31日に監査等委員である取締役（社外取締役）の齊藤隆光氏が退任され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、平成29年12月7日に東京地方裁判所において、監査等委員である仮取締役として原大二郎氏が選任され就任いたしました。監査等委員である仮取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任されるまでとなっております。あらためて監査等委員である取締役として原大二郎氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役選任の効力発生は、第1号議案「第三者割当による募集株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株数(株)
※ 1	たんのひろし 丹野裕氏 (昭和30年7月14日)	昭和54年4月 全日本空輸株式会社入社 平成4年3月 全日空スポーツ株式会社出向 平成19年4月 ANAセールス株式会社 取締役 平成24年4月 株式会社ANA総合研究所出向 平成26年11月 株式会社Tryfunds入社 相談役（現任） 平成30年1月 株式会社TRYFUNDS INVESTMENT 出向	—
2	はら だいじろう 原 大二郎 (昭和53年6月25日)	平成18年10月 弁護士登録 弘中総合法律事務所入所 平成21年7月 清水直法律事務所入所 平成27年10月 ライジング法律事務所設立 パートナー（現任） 平成28年12月 ライトアップ社外取締役（現任） 平成29年12月 当社監査等委員である仮取締役（現任）	—
※ 3	やま なか まさ ひこ 山中聖彦 (昭和55年3月18日)	平成18年4月 アイ・ビーエム ビジネスコンサルティングサービス株式会社入社 平成24年12月 トランスフォーメーションイニシアティブ株式会社設立 代表取締役（現任）	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 原大二郎氏及び山中聖彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の原大二郎氏は、平成29年12月より監査等委員である取締役の職務を一時行う者として、当社の監査・監督業務に従事いただいております（仮取締役として就任し、2ヶ月となります）。弁護士としての実務を通じて培われた専門知識とご経験、また事業再生分野に精通されておられることから、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 社外取締役候補者の山中聖彦氏は、コンサルタントとして培われた経験と知見、及び自ら事業会社の経営をされており、ガバナンスの勘所も熟知しておられるため、当社のガバナンス強化及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、原大二郎氏及び山中聖彦氏が選任された場合には、両氏と以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。  
(責任限定契約の概要)  
社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、損害賠償責任を負う。
6. 当社は、原大二郎氏及び山中聖彦氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. ※印は新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

平成29年8月14日付で、当社の一時的会計監査人として就任いただいております東邦監査法人を監査等委員会の決定に基づき、改めて会計監査人に選任をお願いするものであります。

監査等委員会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査の継続性の観点から引き続き同監査法人が当社の会計監査人となることが相当であり、同監査法人の会計監査の実績、職務遂行能力・独立性をはじめとした職業的専門家としての適格性等を総合的に勘案した結果によるものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成29年12月31日現在)

名称	東邦監査法人
事務所	東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号
沿革	昭和54年3月 設立
概要	資本金 19百万円 構成人員 代表社員・社員 12名 公認会計士(常勤) 5名 公認会計士(非常勤) 23名 その他職員(常勤) 3名 その他職員(非常勤) 1名 関与社数 73社

以上

## 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

東京証券会館 8 階

TEL 03-3667-9210



### 交通のご案内

地下鉄	日比谷線	茅場町駅前〔8番出口〕
	東西線	茅場町駅前〔より直結〕
	銀座線	日本橋駅徒歩5分
	都営浅草線	日本橋駅徒歩3分